

令和4年度における七尾市発注工事の前金払の特例措置について

先般、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行され、地方公共団体発注工事に係る前金払について、その支払い範囲が拡大され、令和4年度においても引き続き取扱いが継続されたことを受け、本市発注工事の前金払の特例措置に係る取扱いについて、下記のとおり定めました。

※中間前金払及び測量・設計等業務委託に関する前金払については、本特例措置の適用対象外です。

【特例措置の内容】

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に、前払金額の100分の25までを充てることができるものとします。

【特例措置の適用対象】

特例措置の適用対象となる前払金は、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものとします。

既に請負契約を締結している工事についても対象とします。

【特例措置の運用手続きに必要な変更契約】

特例措置の適用を希望する場合は、別紙変更契約書2部（1部に収入印紙200円分を貼付）を七尾市監理課契約グループまで提出してください。（前払金の払出しを受ける際に必要です。）

（事務担当）

七尾市監理課契約グループ

TEL0767-53-1118

工事請負変更契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約変更の事項

七尾市建設工事標準請負契約約款（平成16年七尾市告示第2号）第36条を次のとおり変更する。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

発注者と受注者との間に 年 月 日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。この変更契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	所在地	石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
	名称	七尾市
	氏名	七尾市長 茶谷義隆

受注者	所在地	
	名称	
	代表者	